

法定調書制度について

【制度の概要】

法定調書とは、所得税法などの規定により税務署に提出が義務づけられている資料をいい、平成25年8月現在、未施行のものを含め、全部で58種類の法定調書があります。

法定調書は、適正・公平な課税を実現するために必要不可欠なものであることから、国税庁においては、各種説明会等を通じた広報活動を行い、提出義務者に対して指導をするとともに、必要に応じて調査（法定監査）を行うなど、適正な提出の確保に努めています。

【主な法定調書】

本手引で紹介している6種類の法定調書のほか、各税法の規定により定められている主な法定調書は、以下のとおりです。

1 所得税法に規定する法定調書

- ・ 公的年金等の源泉徴収票
- ・ 株式等の譲渡の対価等の支払調書
- ・ 金地金等の譲渡の対価に関する支払調書
- ・ 非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書
- ・ 非居住者等に支払われる人的役務提供事業の対価の支払調書
- ・ 外国親会社等が国内の役員等に供与等をした経済的利益に関する調書

2 相続税法に規定する法定調書

- ・ 生命保険金・共済金受取人別支払調書
- ・ 教育資金管理契約の終了に関する調書

3 租税特別措置法に規定する法定調書

- ・ 特定口座年間取引報告書

4 国外送金等調書法（※）に規定する法定調書

- ・ 国外送金等調書
- ・ 国外財産調書（平成26年1月1日から施行）

※ 国外送金等調書法とは、「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」のことをいいます。

【法定調書の交付等に当たってのお願い】

- 各法律において、支払を受ける方に交付しなければならないとされている源泉徴収票等については、確実に交付するとともに、確定申告の必要性についても説明していただきますようお願いいたします。
- 特に、消費税については、非居住者又は外国法人につきましても、日本国内において役務の提供等など、課税資産の譲渡等を行い、かつ、その基準期間の課税売上高が1千万円を超える場合は、消費税法に規定する課税事業者となります。
- また、支払を受ける方が非居住者又は外国法人で、申告義務があるにも関わらず国内に居所を有しなくなる場合等については、納税管理人を定めなければならないこととされています。報酬等の支払をする際に、支払を受ける金額によっては消費税の課税事業者となること、課税事業者となった場合には「消費税課税事業者届出書」、「納税管理人の届出書」の提出が必要なることを説明していただくようお願いいたします。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。最寄りの税務署までお問い合わせください。